

全L協事業2第16号

令和2年5月14日

正会員 各位

(一社) 全国LPガス協会

LPガス販売事業者等における
新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染防止対策につきましては、去る3月5日付け全L協事業元第177号において、当面の感染防止対策の概要を作成し、お知らせしたところです。

この度、国において本感染症予防対策の基本的対処方針が見直されたことを受け、政府からご紹介いただいた感染症予防に係る専門家からの助言等を踏まえ、3月5日作成のものを見直し、別添のとおりガイドラインとして作成しました。

つきましては、LPガス供給・販売・保安、スタンド事業等において参考にさせていただくとともに、都道府県協会におかれましては、会員に対し、直接会員におかれましては、従業員等関係者に対しご周知くださいますようお願いいたします。

なお、同ガイドラインを当協会ホームページに掲載しました。

以上

(発信手段：Eメール)

(担当：事業推進部 堀江、笠間)

L P ガス販売事業者等における
新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

1. 都道府県協会

- ・マスクの着用、事務所への入館・入室時の手指アルコール消毒を徹底する。
- ・事務所、会議室等の換気を頻繁に行う。
- ・会議は、外部開催を避けるとともに、事務局内で行う場合でも、時間短縮や会議出席者の絞り込みを行うなど、極力、大人数での会議は避ける。
- ・時差出勤、テレワークを導入する。
- ・協会で開催するイベント等について、イベントの必要性の見直し及び開催する場合の感染拡大防止策を実施する。
- ・来局者等との面談や関係先との会合等についても、延期可能なものは延期し、電話やメール等の連絡手段で済ませるなど、外出の機会を少なくする。
- ・職員（同居家族を含む）に発熱等の風邪症状が見られる場合、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合は、速やかに責任者等に報告し指示を受ける。
- ・当該事務所にて感染者が発生した場合には、当面の業務の停止や消毒等の適切な措置を講じた後に業務を再開する。
- ・会員事業者の感染が確認され、事業の運営等に支障が懸念される場合には、系列事業者または協会に連絡を行うよう会員に周知するとともにその際に対応が図れるようにしておく。
- ・感染拡大防止のため、部外者との面談場所、日時を記録しておく。
- ・厚生労働省や地方公共団体等が発表している情報や新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や『新しい生活様式』の実践例や動向等を注視して対応する。
- ・ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。
- ・今後の各地域の感染状況を踏まえて随時見直す。

※トイレ関係

- ・便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。
- ・トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ・ハンドドライヤーは利用を止め、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。

※休憩・休息スペース関係

- ・共有する物品（テーブル、椅子など）は、定期的に消毒する。
- ・使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- ・喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、できる限り2メートルを目安に距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らないよう、休憩スペースの追設や休憩時間をずらすなどの工夫を行う。
喫煙所で灰皿の周りが密にならないよう灰皿の設置距離を確保する。
- ・特に屋内休憩スペースについては、スペースの確保や、常時換気を行うなど、3つの密を防ぐことを徹底する。
- ・食堂などで飲食する場合は、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、できる限り2メートルを目安に距離を確保するよう努める。施設の制約などにより、これが困難な場合も、対面で座らないように配慮する。また、極力会話を控える。

2. LPガス販売事業者

- ・マスクの着用、社内への入館・入室時の手指アルコール消毒を徹底する。
- ・事務所、会議室等の換気を頻繁に行う。
- ・社内会議について、外部開催を避けるとともに社内で行う場合でも、時間短縮や会議出席者の絞り込みを行うなど、極力、大人数での会議は避ける。
- ・時差出勤、テレワークを導入する。
- ・自社で開催するイベント等について、イベントの必要性の見直し及び開催する場合の感染拡大防止策を実施する。
- ・感染防止のための入場者の整理（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入場制限を含む）。
- ・お客様や取引先等との面談や関係先との会合等についても、延期可能なものは延期し、電話やメール等の連絡手段で済ませるなど、外出の機会を少なくする。
- ・お客様に対し、マスク着用の呼びかけを実施する。
- ・保安業務の万全を期すとともに、配送、メーター検針、保安点検・調査等に際し、マスクの着用、接客前・接客後の手指アルコール消毒を徹底する。
- ・新型コロナウイルス感染の恐れを理由としてお客様が消費設備調査を拒否される場合は、消費設備調査拒否として取り扱い、その旨の記録を残す。
- ・本人や従業員（同居家族を含む）に発熱等の風邪症状が見られる場合、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合は、速やかに責任者等に報告し指示を受ける。
- ・当該事業所等にて感染者が発生した場合には、当面の業務の停止や消毒等の適切な措置を講じた後に業務を再開する。
- ・事業所の業務を停止した場合には、速やかに所属都道府県LPガス協会に報告を行う。
- ・感染拡大防止のため、部外者との面談場所、日時を記録しておく。

- ・厚生労働省や地方公共団体等が発表している情報や新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」や動向等を注視して対応する。
- ・ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。
- ・今後の各地域の感染状況を踏まえて随時見直す。

※トイレ関係

- ・便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。
- ・トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ・ハンドドライヤーは利用を止め、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。

※休憩・休息スペース関係

- ・共有する物品（テーブル、椅子など）は、定期的に消毒する。
- ・使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- ・喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、できる限り2メートルを目安に距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らないよう、休憩スペースの追設や休憩時間をずらすなどの工夫を行う。
喫煙所で灰皿の周りが密にならないよう灰皿の設置距離を確保する。
- ・特に屋内休憩スペースについては、スペースの確保や、常時換気を行うなど、3つの密を防ぐことを徹底する。
- ・食堂などで飲食する場合は、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、できる限り2メートルを目安に距離を確保するよう努める。施設の制約などにより、これが困難な場合も、対面で座らないように配慮する。また、極力会話を控える。

3. LPガススタンド事業者

- ・マスクの着用、接客前・接客後の手指アルコール消毒を徹底する。
- ・事務所、会議室等の換気を頻繁に行う。
- ・社内会議について、外部開催を避けるとともに社内で行う場合でも、時間短縮や会議出席者の絞り込みを行うなど、極力、大人数での会議は避ける。
- ・時差出勤を導入する。
- ・自社で開催するイベント等について、イベントの必要性の見直し及び開催する場合の感染拡大防止策を実施する。
- ・感染防止のための入場者の整理（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入場制限を含む）。
- ・お客様や取引先等との面談や関係先との会合等についても、延期可能なものは延期し、電話やメール等の連絡手段で済ませるなど、外出の機会を少なくする。
- ・お客様用のアルコール消毒容器をお客様が使用しやすい場所に可能な範囲

で用意する。

- ・お客様に対し、マスク着用の呼びかけを実施する。
- ・充填等の際し、マスクの着用、接客前・接客後のアルコール消毒を徹底する。
- ・本人や従業員（同居家族を含む）に発熱等の風邪症状が見られる場合、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合は、速やかに責任者等に報告し指示を受ける。
- ・当該事業所にて感染者が発生した場合には、当面の業務の停止や消毒等の適切な措置を講じた後に業務を再開する。
- ・感染拡大防止のため、部外者との面談場所、日時を記録しておく。
- ・厚生労働省や地方公共団体等が発表している情報や新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や『新しい生活様式』の実践例や動向等を注視して対応する。
- ・ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。
- ・今後の各地域の感染状況を踏まえて随時見直す。

※トイレ関係

- ・便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。
- ・トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ・ハンドドライヤーは利用を止め、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。

※休憩・休息スペース

- ・共有する物品（テーブル、椅子など）は、定期的に消毒する。
- ・使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- ・喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、できる限り2メートルを目安に距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らないよう、休憩スペースの追設や休憩時間をずらすなどの工夫を行う。
喫煙所で灰皿の周りが密にならないよう灰皿の設置距離を確保する。
- ・特に屋内休憩スペースについては、スペースの確保や、常時換気を行うなど、3つの密を防ぐことを徹底する。
- ・食堂などで飲食する場合は、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、できる限り2メートルを目安に距離を確保するよう努める。施設の制約などにより、これが困難な場合も、対面で座らないように配慮する。また、極力会話を控える。